

様式 - A

用語	一級水系	一級河川	二級河川 二級水系	普通河川															
よみ	いっきゅうすいけい	いっきゅうかせん	にきゅうかせん にきゅうすいけい	ふつうかせん															
解説	洪水被害や水利用などの観点から特に重要性の高い水系として、国が政令で指定した水系。利根川、淀川など現在全国で109水系が指定されている。	一級水系にある河川、湖沼で、特に重要な区間は国土交通大臣が管理し、その他の区間は都道府県知事が管理している。	一級水系以外の水系の河川、湖沼のうち、都道府県知事が管理している河川を二級河川という。二級河川のある水系を二級水系という。	一級河川及び二級河川以外の河川、湖沼、水路などで、市町村長が管理している区間を普通河川という。このうち改修などを進めるために特に指定したものを準用河川という。															
	<p>(河川の区分と管理)</p> <p>(管理者)</p> <table border="0"> <tr> <td>一級水系</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一級河川 { 大臣管理区間 国土交通大臣 指定区間 都道府県知事 普通河川 市町村長 </td> </tr> <tr> <td>二級水系</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 二級河川 都道府県知事 普通河川 市町村長 </td> </tr> <tr> <td>単独水系</td> <td>普通河川 市町村長</td> </tr> </table> <p>注)一級水系には二級河川はない。大臣指定されていれば、水系内のどんな小さな支川も一級河川。</p> <p>注)二級水系には一級河川はない。水系内のどんな大きな河川も二級河川</p> <p>大臣が管理している区間 知事が管理している区間 普通河川</p> <p>一級水系 二級水系 単独水系</p>				一級水系	<ul style="list-style-type: none"> 一級河川 { 大臣管理区間 国土交通大臣 指定区間 都道府県知事 普通河川 市町村長 	二級水系	<ul style="list-style-type: none"> 二級河川 都道府県知事 普通河川 市町村長 	単独水系	普通河川 市町村長									
一級水系	<ul style="list-style-type: none"> 一級河川 { 大臣管理区間 国土交通大臣 指定区間 都道府県知事 普通河川 市町村長 																		
二級水系	<ul style="list-style-type: none"> 二級河川 都道府県知事 普通河川 市町村長 																		
単独水系	普通河川 市町村長																		
用例 (主に活用される場面)		利根川は一級河川です。	帷子川は神奈川県が管理している二級河川です。																
関連用語・類似用語																			
注意すべきポイント (防災上の注意すべき点)	<p>河川の種類毎に管理者が決まっており、河川に関する防災上の情報はそれぞれの河川管理者から得ることができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川の種類</th> <th>管理者</th> <th>管理方法・根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級河川</td> <td>大臣が管理する区間 知事が管理する区間</td> <td>大臣 知事</td> <td>河川法 河川法</td> </tr> <tr> <td>二級河川</td> <td></td> <td>知事</td> <td>河川法</td> </tr> <tr> <td>普通河川</td> <td></td> <td>市町村長</td> <td>市町村条例</td> </tr> </tbody> </table>				河川の種類	管理者	管理方法・根拠	一級河川	大臣が管理する区間 知事が管理する区間	大臣 知事	河川法 河川法	二級河川		知事	河川法	普通河川		市町村長	市町村条例
河川の種類	管理者	管理方法・根拠																	
一級河川	大臣が管理する区間 知事が管理する区間	大臣 知事	河川法 河川法																
二級河川		知事	河川法																
普通河川		市町村長	市町村条例																